

# 報 道 資 料

令和5年10月6日（金）  
【本件問い合わせ先】  
香芝市役所 健康部 介護福祉課  
担当 中田（なかた）  
坂本（さかもと）  
電話 0745-79-7521

## 介護保険料の算定誤りについて

### 1 概要等

平成27年4月の介護保険法改正により、介護保険料の賦課について「保険料の賦課決定は当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後においてははすることができない」と規定されました。

介護保険料の賦課更正については、特別徴収・普通徴収とも各年度の最初の納期を一律に普通徴収の「7月31日」と解釈して期間計算を行っていました。しかし、厚生労働省に見解を確認したところ、法令解釈に誤りがあり、改めて賦課状況を確認したところ、本来時効により2年遡れない期間に介護保険料を増額、又は減額更正(変更)していたことが判明しました。

#### (1) 対象期間

平成29年度から令和3年度までに遡及賦課した、平成27年度分から令和元年度分までの介護保険料

#### (2) 対象人数・金額

##### ① 過大徴収

人数・・・24人

金額・・・273,070円

##### ② 過大還付

人数・・・13人

金額・・・210,150円

### 2 判明経過

他の自治体において法令解釈の認識誤りの影響による賦課誤りが発生していることから、令和5年8月24日に奈良県より、法令解釈の認識誤りによる賦課誤りの有無についての調査があり、調査に回答する過程で賦課(変更)決定ができない期間に増額又は減額の賦課更正をしていたことが判明しました。

### 3 原因

平成27年4月の介護保険法改正に規定の「最初の保険料の納期」について、特別徴収(年金天引き)・普通徴収(納付書、口座振替など)に関係なく、一律に普通徴収(納付書、口座振替など)の最初の納期限である「7月31日」と解釈して期間計算をしていました。

### 4 対応

保険料を過大に徴収したかたについては、お詫びの文書と還付手続きのご案内の通知を送付し、還付手続きを速やかに進めます。

保険料を過大に還付したかたについては、介護保険法では時効により賦課権が消滅して徴収できる期限を過ぎていることから、保険料の返還は求めません。

今後は、介護保険法改正があった際、国や県に法令解釈などについて確認をするとともに、システム委託業者等との情報共有を密にし、適正な法解釈、運用を行うことによって、再発防止に努めます。